

クラスターの発生状況に係る分析

新型コロナウィルス感染症の拡大防止を図るために、7月以降に発生した2つのクラスターについて、次のとおり、発生の経過や課題等を分析しました。

①学校(寮)クラスター

感染者数 本県確認15人 県外確認2人 計17人

判明日 7月21日～7月24日

②会食クラスター

感染者数 本県確認10人

判明日 7月20日～7月25日

この分析は、感染拡大防止を図るために課題等を、県民の皆さんと広く共有し、今後の取組につなげるために行うものであり、特定の個人や団体等について評価や指導等を行うためのものではありません。

新型コロナウィルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また、誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。関係する個人や団体等への偏見や誹謗中傷が生じないよう、ご理解をお願いしますとともに、当資料の適切なお取り扱いをお願いします。

1. 学校(寮)クラスター

感染対策の状況 (学校・寮生活)

- 感染者の広がりが見られる大都市の「夜の街」において一部の学生が感染し、寮生活等を通して、学生間でのクラスターの発生につながったと考えられる。
- 学校から学生に向けては、手洗いの徹底、マスクの着用等の指導が行われていたが、若者に対して実効ある指導にはなっていなかった可能性がある。
- 学生の行動について、集団行動するときには、個人のときと比べてマスクの着用を徹底できないなど、感染予防に緩みがあった可能性がある。
- 部活動について、従前より、多少の発熱等の症状があっても休まないという風潮があり、国内で新型コロナウイルスの感染が広がる中でも、その状況は概ね続いていた可能性がある。

学校関係の方には、

- 学生の行動変容につながるよう、感染症への意識の向上を図る必要があり、若者に訴求する指導が求められる。
- 集団行動時に緩みがちになる若者の行動の傾向を踏まえ、必要な注意喚起を行う必要がある。
- 体調不良や風邪等の症状があるときには、部活動は休ませることを徹底するとともに、寮生活や学校外の活動においても感染防止に十分に注意を払うよう指導する必要がある。

学生(寮生)には、

- 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、また、気付かないうちに、重症化しやすい方も含む、他人に感染させてしまう可能性のある感染症ということを認識する必要がある。
- 集団生活の場である寮や寄宿舎などでは、集団感染に広がるリスクを最小に抑えるよう、手洗いや個室以外でのマスクの着用等、感染予防のための取組が求められる。
- 体調不良や風邪等の症状があるときには、部活動は休むとともに、寮ではできる限り個室で過ごすなど、感染防止に十分な注意が必要である。

2. 会食クラスター

感染対策の状況 (会食会場)

- 会場を運営する事業者は、業界団体が定めるガイドラインを把握しており、主催者とも共有しガイドラインに沿った内容となるよう努めたが、結果的に人と人との間隔が十分に確保されていないなど、一部対策が取れていない事実が確認された。

感染対策の状況 (2次会会場)

- 店舗を運営する事業者は、一定の衛生管理は実施していたものの、感染防止のためのガイドラインについては、把握していなかった。
- 設備面の制約もあり、十分な換気を行うことが困難であるなか、座席数およびテーブルの配置についても通常どおりで営業しており、店舗全体として満席の状態であった。
- 2次会参加者についても予約人数以上の参加であったことから、1テーブルあたりの人数多く、いわゆる「三密」の状態にあった。

施設・事業所には、

- 事業者において従業員等も含め、感染対策への知識と意識の向上を図る必要がある。
- 事業者自らガイドラインに沿った対策を遵守するとともに、利用者にも理解と協力を得るよう、一層の努力が必要。
- 設備の改修等すぐには解決困難な課題もあるなか、入店者数や座席数の制限、ドアの開放による換気など、取り組むことのできる対策を取ることが重要である。

施設利用者には、

- 感染予防意識の向上が必要。食事中以外のマスク着用など、自らの感染予防も徹底した上での利用が求められる。
- 感染予防策がとられているか確認したうえで利用する店舗等を選定することが重要。
- 会食内での余興等を企画するうえで、感染防止を重視した内容にするなどの工夫が求められる。

3. クラスターの発生状況から得た課題

事業者等に求められる課題

- 施設やイベントの運営において、感染防止のための業種別ガイドラインを遵守するとともに、利用者にも協力を求める必要がある。
- 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」を導入し、「感染予防対策宣言書」を掲示する。

個人に求められる課題

- 新型コロナウイルス感染症について関心を持つとともに、手洗いやマスクの着用を徹底する。
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討する必要がある。
- 利用する店舗や施設の選定にあたっては、感染予防策がとられているか確認する。
- 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ「COCOA」を利用する。

クラスターの発生状況に係る分析

新型コロナウィルス感染症の拡大防止を図るために、7月下旬以降に発生した3つのクラスターについて、次のとおり、発生の経過や課題等を分析しました。

①飲食店

感染者数 12人（従業員3人、来店者9人）

判明日 7月27日～8月10日

②特別養護老人ホーム

感染者数 31人（従業員15人、入所者15人、デイサービス利用者1人）

判明日 8月3日～8月7日

③病院

感染者数 39人（従業員13人、患者26人）

判明日 8月5日～8月19日

この分析は、感染拡大防止を図るための課題等を、県民の皆さんと広く共有し、今後の取組につなげるために行うものであり、特定の個人や団体等について評価や指導等を行うためのものではありません。

新型コロナウィルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また、誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。関係する個人や団体等への偏見や誹謗中傷が生じないよう、ご理解をお願いしますとともに、当資料の適切なお取り扱いをお願いします。

1. 飲食店 従業員と客はカウンター越し（約1m）に接客する。

感染対策の状況

- 飲食店は、業界団体が定めるガイドラインにそった感染対策を行おうとしたが、十分に対策をしていたとは言い難い。
- 経営者は、一定の衛生管理は実施していたものの徹底できず、また、従業員全員が同じレベルで実施できていなかった。**発症後も出勤していた者がいた。**
- 機械設備的に十分な換気を行うことが困難であった。ドアを開放しての換気が必要であったが入店者の確認等管理面での困難さがあり、換気が十分でなかった。
- カラオケの利用等マスクの着用を来店者に強く求めることやマイクの定期的な消毒等感染対策が十分でなかった。

事業者・従業員には、

- 従業員も含め事業者においては、感染対策への知識と意識の向上を図る（マニュアル化）必要がある。**体調不良を認める場合は休む。**
- 事業者自らガイドラインにそった対策を遵守するとともに、**利用者にも理解と協力を得るよう**、一層の努力が必要である。
- 設備の改修等すぐには解決困難な課題もあるなか、入店者数や座席数の制限、ドアの開放による換気など、**直ちに実施できる対策を取ることが重要である。**

店舗利用者には、

- 感染予防意識の向上が必要。カラオケの利用方法や店舗で名簿記載するなど、自らの感染予防も徹底し、有事の際の対応を考慮した上での利用が求められる。
- 「もしサポ滋賀」「COCOA」の利用、「感染予防対策宣言書」掲示がされているか確認する。
- 感染予防策がとられているか確認したうえで利用する店舗等を選定することが重要である。
- **自身の健康管理を行い有症状時には外出しない、無症状でも感染させる可能性があることを認識する。**

「**感染拡大のおそれがある事例に関するお願い**」を公表し、利用客に対して広く呼びかけたことで、相談等につながった。

2. 特別養護老人ホーム

感染対策の状況

- 県の警戒レベルに合わせ、**面会制限**をしていたため入所者は職員以外の外部の人との交流なし。
- 入所者の検温等健康管理は実施、記録されていたが、**全体の把握およびチェック機能が働いていなかった。**（入所者に体調不良者の増加を感じた職員はいたが対策につながらなかった。）
- マニュアル等に基づき職員の出勤時の検温は実施、記録されていたが、異常があった場合もチェック機能が働いていなかった。
- 認知症の入所者が多く、体調不良者の個室隔離は難しい。
- **職員の休憩場所が密であった。**

介護事業者には、

- 入所者や職員の体調チェックは実施するものの、記録することが主眼となり、その内容を評価するシステムを確立する必要がある。**責任者が早い段階で日々の状況を確認する。危機管理行動を起こす基準を設定し、どのように対応するかを明確にしておく。**
- クラスター発生施設の運営支援（職員不足への対応）として、平時から事業者間のネットワークを構築しておく必要がある。
- 職員が飲食する**休憩室等が密にならないような工夫**が必要である。

関連事業者には、

- 今後のサービス利用についての問い合わせが当該施設や保健所に集中したため、利用者や家族、関係事業所への丁寧な説明や居宅介護支援事業所と市町・県等行政の連携方法の検討が必要である。
- クラスター発生施設利用者への誤解・偏見
- 濃厚接触者以外の利用者であってもPCR検査陰性でないとサービス利用を提供しないという介護サービス事業所等があり、**正しい知識の普及啓発が必要**である。

3. 病院クラスター

発生対応状況と 感染対策の課題 (病棟・ホテル)

- 8/4探知、8/5発生、(8/20現在) 入院患者26名、職員13名の陽性確定患者発生。うち死亡者3名。
- 回復期リハビリ病棟(2)、医療療養病棟(1)から成る病院で、**発熱患者は珍しくなく、多数の発熱患者が発生するまで新型コロナウイルス感染症が疑われなかつた。**
- 医療従事者は標準予防策を取り、面会制限もされていたが、**入院患者の多くはマスク着用がなく、リハビリや食事等、集団行動も多かった。**
- 院内感染発生時の指揮命令系統は定められていたが、機能しなかつた。
- 感染発生時はPPE等物資の在庫が十分でなく、**サージカルマスクやN95マスクが不足していた。**
- 保健所の指示により8/7対策本部を立ち上げ、DMAT・ICNの支援により感染管理の体制を整備できた。
- **保健所は朝夕の本部会議に参加し、課題を共有して求められた役割を遂行した。**
- 病院職員が待機していたホテルには保健所から消毒方法等を指導した。

病院関係者には、

- 発熱患者発生時には早期にスクリーニングを行い、**異常の有無を確認する。**
- 日頃から職員(委託業者含む)の体温・体調について健康管理を行い記録を残し、**異常の有無を確認する。**
- **休憩室・更衣室等における感染予防策についても職員に徹底する。**
- 院内感染発生を想定した管理体制の整備(**訓練・シミュレーション**)
- 集団行動をとる患者に対してマスクの着用、3密回避など十分な感染予防策をとり、**患者本人に感染症予防の啓発を行う必要がある。**

県・保健所として、

- 患者・利用者のマスク着用が困難で集団行動もある病院・施設(回復期リハ・精神)では、今後も同要因によるクラスターが起ころう可能性がある。速やかに陽性者が特定できる検査体制(どこで誰が採取するか)、**陽性者が発生した場合のゾーニングをあらかじめ施設側と検討しておく必要がある。**
- 感染対策に精通した職員によるクラスター対応(支援)班の設置、病院への派遣。
- 専門職員による発生保健所への支援。

4. クラスターの発生状況から得た課題等

全体

- ・一人ひとりが健康管理に努め、体調不良の従業員は勤務させない。
- ・休憩室や更衣室における感染予防対策についても徹底する。
- ・機能維持のための応援体制を構築する。

飲食店等に求められる課題

- ・施設やイベントの運営において、感染防止のための業種別ガイドラインを遵守するとともに、利用者にも協力を求める必要がある。
- ・感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」を導入し、「感染予防対策宣言書」を掲示する。

介護施設・医療機関等に求められる課題

- ・入所者や職員の体調チェックを確実に実施し、責任者が早い段階でその状況を確認する。危機管理行動を起こす基準を設定し、どのように対応するかを明確にしておく。
- ・標準予防策の確実な実施と責任者による実施状況の確認を行う。
- ・施設内・院内感染を想定し、訓練を行っておく。

個人に求められる課題

- ・新型コロナウイルス感染症について関心を持つとともに、手洗いやマスクの着用を徹底する。
- ・利用する店舗や施設の選定にあたっては、感染予防策がとられているか確認する。
- ・感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ「COCOA」を利用する。

クラスターの発生状況から得た課題等(まとめ)

行政

- ・ 調査対象者や施設が複数の圏域にまたがる案件については、迅速かつ詳細な情報共有が必要である。調査票の内容だけでは対応できないことが多い。
- ・ 「感染拡大のおそれがある事例に関するお願ひ」(施設名の公表)を公表し、利用客に対して広く呼びかけたことで、相談等につながり効果があったが、施設が加害者扱いされないよう、施設名を公表する目的等について広く理解いただくよう努める必要がある。
- ・ クラスターが起きた施設に保健所職員が常駐し、円滑な情報共有や感染管理を行うことが望まれるが、保健所の人員体制として困難である。

適切に対応できた点

- 介護施設・医療機関とも、自ら積極的に抗原検査を実施し、感染者の早期発見に努めた。
- 滋賀県感染制御ネットワークのICNやDMATと協働し、ゾーニング等の感染管理業務が円滑に行えた。

クラスターの発生状況に係る分析

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、県内で発生したクラスターについて、次のとおり、発生の経過や課題等を分析しました。

介護関連事業所(大津市①)

感染者数:16人(うち県内15人)

判明日:8月19日～8月26日

介護関連事業所(大津市②)

感染者数:20人(うち県内19人)

判明日:8月19日～8月27日

この分析は、感染拡大防止を図るための課題等を、県民の皆さんと広く共有し、今後の取組につなげるために行うものであり、特定の個人や団体等について評価や指導等を行うためのものではありません。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また、誰もが気付かぬうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。関連する個人や団体等への偏見や誹謗中傷が生じないよう、ご理解をお願いしますとともに、当資料の適切なお取り扱いをお願いします。

有料老人ホームおよび通所介護事業所

感染対策の状況

- 職員の健康管理は実施されていたが、体調異常を認めた場合の対応が定められていなかった。また、発熱以外の症状があった職員が発症後も業務を継続していたことが、後の感染拡大に影響した可能性がある。
- 有料老人ホームには2つの訪問介護事業所が出入りしており、担当業務関係なく入所者と関わることがあった。また、同一の休憩場所を使用しており、職員間の交差があった。
- 有料老人ホームの訪問看護職員がデイサービス職員を兼務していたため、デイサービス職員や利用者と接触する機会があった。
- 標準予防策などの基本的な対策が実施できていなかった。
- 非推奨の物品による感染対策を実施していた。
- 感染管理に関する技術的な指導後に、職員間で知識の共有が不十分だった。

介護事業者には、

- 発熱および呼吸器症状等を対象として、入所者・利用者および職員の体調管理を実施する。
- 職員に有症者を認めた場合は、業務の停止を検討する。また、入所者・利用者の有症者数の推移を平時と比べて評価し、異常でないことを確認する。
- すべての職員が標準予防策およびゾーニングを遵守する。
- 科学的に効果が確認されている物品を対策に利用する。
- クラスター発生した場合に事業継続するための計画を立てる。また、職員が不足した場合の対応として、平時から事業者間のネットワークを構築しておく必要がある。